

# 令和5年度 認知症対応型サービス事業開設者研修

## 開催要項

### 1. 目的

認知症対応型サービス事業所を運営していく上で、必要な「認知症高齢者の基本的な理解」「認知症高齢者ケアのあり方」「適切なサービス提供のあり方」などの知識を身につけることを目的とする。

### 2. 実施主体 島根県

### 3. 実施機関 社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

### 4. 受講対象

次のいずれかに該当する方

- ① 指定小規模多機能型居宅介護事業所の代表者
- ② 指定認知症対応型共同生活介護事業所の代表者
- ③ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の代表者
- ④ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の代表者
- ⑤ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の代表者

※今後、開設を予定している事業所の代表者は、開設時に本研修を受講していることが必要です。

※代表者変更になった場合、新任の代表者は本研修を受講することが必要となります。

※地域密着型サービス事業所の人員基準上、本研修の受講が必要となる場合がありますので、詳しくは別紙①「指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修」をご参照下さい。

### 5. 研修日程 **今年度の開催は、1回のみです。**

期 日	実施方法	定 員
令和5年 8月 17日（木）	Zoom でのオンライン方式	24名

### 6. 研修内容

時 間	内 容	講 師
8:40 ~ 8:55	受 付 (Zoom 入室・出席確認)	
8:55 ~ 9:00	開 会	
9:00 ~ 10:30	認知症高齢者の基本的理解	医療法人 同仁会 理事長・医学博士 櫻井 照久 氏
10:40 ~ 11:40	家族の理解・高齢者との関係の理解	認知症の人と家族の会島根県支部 代表 黒松 基子 氏
11:40 ~ 12:40	昼食・休憩	
12:40 ~ 13:30	地域密着型サービスの基準について	島根県健康福祉部高齢者福祉課
13:40 ~ 17:10	認知症高齢者ケアのあり方 地域密着型サービスの取り組みについて	東光グループ 株式会社かすみコーポレーション 代表取締役 田邊 亮 氏
17:10 ~ 17:30	現場体験オリエンテーション・アンケート記入	

現場体験 8時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の立場から各事業者におけるケアを体験することで、利用者にとって適切なサービス提供のあり方等を理解することを目的としています。</li> <li>・受講者が所属する法人内の職場（介護現場）で行います。</li> <li>・講義終了後、概ね2週間以内に現場体験をしていただきます。</li> <li>・現場体験終了後、原稿用紙5枚程度のレポート作成を義務付けます。</li> <li>・現場体験の詳細については、研修当日にお知らせします。</li> </ul>
-------------	---

## 7. 申込方法・受講決定

- (1) 受講申込書（様式第5号）により、**各圏域の介護保険者に郵送または持参でお申込ください。（FAX 不可）**  
受講申込書、介護保険者一覧とも当センターホームページから入手できます。
- (2) 保険者は総括表（様式第2号 別紙）を作成し、島根県福祉人材センターに受講申込書と共に提出します。
- (3) 受講決定通知を研修の1ヶ月前までに各事業所に郵送するとともに、保険者へ受講決定者を報告します。
- (4) 定員超過の際は、島根県が定める選考基準に基づき調整を行います。受講をお断りする場合がありますことを予めご了承ください。

※人材センターへ直接申込はできません。

事業所から保険者への受講申込受付期間	保険者から福祉人材センターへの提出期限
6月9日（金）～6月26日（月）【必着】	7月3日（月）

## 8. 受講料 5,000円

- (1) 受講決定通知に受講料請求書を同封します。〆切期日までに所定の方法により受講料をお振込みください。入金確認後、研修資料等を送付いたしますので、必ず期日までにお支払いください。
- (2) 決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講取消をされる場合、**8月3日（木）午後5時**までにご連絡いただいた場合のみ受講料を返金致します。（手数料は事業所負担）

## 9. 修了証書

- (1) 厚生労働省が定めた研修日程（時間数）を満たした受講者に島根県知事名の修了証書が交付されます。
- (2) **1科目でも欠席、遅刻、早退等により時間数を満たさない場合は、修了証書を発行できません。**  
また、研修受講態度が著しく不良であったり※、内容を理解していないと判断される場合も、修了証書の発行を行わないこともありますので、予めご了承ください。但し、緊急かつやむを得ない場合については県と協議の上決定します。

※

- ①他の受講者、研修会場、実習場所に迷惑をかける行為
- ②研修の円滑な実施を妨げる行為
- ③参加する者とし好ましくない行為（携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、居眠り等）

## 10. その他

- (1) 講義及び演習は、WEB 会議ツール（Zoom）を使用したオンライン方式で行います。
- (2) Zoom 参加に必要な設備及び環境につきましては、受講者側でご準備ください。
- (3) Zoom のミーティング ID・パスワードは、受講料納入確認後、研修資料と合わせて郵送します。
- (4) Zoom 参加への受講者の準備品について

①	パソコン	②	Web カメラ	③	ヘッドホンとマイク（推奨）
---	------	---	---------	---	---------------

- (5) 受講者お一人につき、パソコンを1台ご準備ください。スマートフォンでの受講は不可です。
- (6) 受講者同士のコミュニケーションを図るため、Web カメラ・マイク機能（一部）をオンにして行います。パソコンにそれらの機能がない場合は、別途ご準備ください。
- (7) 受講にあたり、モバイル Wi-Fi ルータなどを利用した場合、通信量オーバーにより速度制限がかかると接続が切断されてしまう場合がありますのでご注意ください。

- (8) パソコン機器の設備不良、通信不良等で研修に参加出来なかった場合は未修了となります。  
その場合、原則受講料の返金はいたしませんので予めご了承ください。
- (9) 受講決定者の皆さんには、研修前に接続テストを実施します。研修当日と同じ環境をご準備いただき、**必ず接続テストに参加してください**。詳細は、受講決定通知にてお知らせします。
- (10) 研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。
- (11) 地震・台風等、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合は、受講申込書に記載された F A X 番号宛に一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。

## 11. お問い合わせ先

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター） 担当：鬼村（おにむら）・三神（みかみ）  
〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 2 階  
[TEL] 0852-32-5975 [FAX] 0852-32-5956 [URL] <https://www.shimane-fjc.com/>

受講者の皆様に関する個人情報は、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。  
その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行います。